

内閣府本府行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

内閣府本府行政文書管理規則の一部を改正する訓令

内閣府本府行政文書管理規則（平成 2 3 年内閣府訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前						
別表第 1 行政文書の保存期間基準					別表第 1 行政文書の保存期間基準						
事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 略]				1	法律の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 同左]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) [略]						(7) [同左]			
2	条約その他の国際約束の締結及び	[(1)～(5) 略]				2	条約その他の国際約束の締結及び	[(1)～(5) 同左]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20 年（保存期間満了時の措置を廃棄）	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20 年（保存期間満了時の措置を廃棄）	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）

	その経緯			の措置と 定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）について は 30 年）	
3	政令の 制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 略]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) 〔略〕			
4	内閣府令、その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(3) 略]			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報</u>
		(5) 〔略〕			
〔 5 ～ 13 略 〕					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達	(1)告示の立案の検討そ	〔①～④ 略〕		
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ <u>官報</u>

	その経緯			の措置と 定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）について は 30 年）	
3	政令の 制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 同左]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) 〔同左〕			
4	内閣府令、その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(3) 同左]			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報の写し</u>
		(5) 〔同左〕			
〔 5 ～ 13 同左 〕					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達	(1)告示の立案の検討そ	〔①～④ 同左〕		
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ <u>官報の写し</u>

	の制定 又は改 廃及び その経 緯	他の 重要な 経緯 (1の 項から 13の項 までに 掲げる ものを 除く。)			
		(2) 〔略〕			
〔15～21 略〕					
22	文書の 管理等 に関する事項	文書の管 理等	〔①・② 略〕		
			③行政文書ファイル等の 廃棄の状況が記録され た帳簿	5年	・第24条第4 項に規定す る行政文書 ファイル等 の廃棄の記 録
			〔④・⑤ 略〕		
〔23～36 略〕					
備考 〔略〕					

	の制定 又は改 廃及び その経 緯	他の 重要な 経緯 (1の 項から 13の項 までに 掲げる ものを 除く。)			
		(2) 〔同左〕			
〔15～21 同左〕					
22	文書の 管理等 に関する事項	文書の管 理等	〔①・② 同左〕		
			③行政文書ファイル等の 廃棄の状況が記録された 帳簿	5年	・第23条第4 項に規定す る行政文書 ファイル等 の廃棄の記 録
			〔④・⑤ 同左〕		
〔23～36 同左〕					
備考 〔同左〕					

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。